

小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援

～新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の「[小規模事業者持続化補助金](#)」を活用して行う販路開拓等の取組に対して、**道が1/12を上乗せ支援**することにより、**事業者の自己負担を1/3から1/4に軽減**し、早期の事業再建や持続的発展を後押しするものです。

◆目指す負担割合

小規模事業者持続化補助金 (国の補助金)		<一般型>		<コロナ特別対応型>	
	補助対象者	小規模事業者（個人事業主を含む）及び 一定要件を満たす特定非営利活動法人			
	補助対象事業	作成した経営計画に基づく 販路開拓等の取組 例) 店舗改装、陳列棚購入、新商品開発、専門家からの指導、ネット販売システムの構築、販促物の作成や広告宣伝、展示商談会への参加 など		<一般型>と同じ ※補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。 ・類型A：サプライチェーンの毀損への対応 例) 安定供給の継続、増産体制の強化、外部からの調達部品を内製化するための設備投資(更新) など ・類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換 ・類型C：テレワーク環境の整備	
補助率 (上限額)	2/3 (50万円)		類型A 2/3 (100万円)	類型B、C 3/4 (100万円)	

道の上乗せ支援	補助対象者	上記<一般型>に採択され、「 新型コロナウイルス感染症加 pointsの付与 」※1を希望した方	上記<コロナ特別対応型>に採択され、 類型Aの取組のみを行った ※2方	類型B・Cへの道の上乗せ支援はありません
	補助率 (上限額)	1/12 (6万2,500円)	1/12 (12万5,000円)	
事業者の自己負担		1/4	1/4	1/4

※1 <一般型>の「新型コロナウイルス感染症加 pointsの付与」は第2回受付締切（6月5日）分をもって終了したため、**第3回以降に申請する方は道の上乗せ支援の対象になりません。**

※2 <コロナ特別対応型>の類型は複数選択することができますが、**道の上乗せ支援の対象となるのは類型Aの取組のみを行った方に限ります。**

◆申請の流れ

道の上乗せ支援は、小規模事業者持続化補助金の事業を完了し、補助金額の確定を経て、精算払請求書を提出した後に、道へ申請いただくものです。

小規模事業者持続化補助金の手続き
①国への申請、事業採択・着手
②事業完了、実績報告書提出
③補助金確定通知書受領
④精算払請求書提出



道の上乗せ支援（補助金）の手続き
⑤道への申請
⑥交付（入金）※⑤の申請後約1か月後

◆申請スケジュール

今年度内8回に分け申請を受け付けますので、余裕を持って手続きしてください。（各回必着）

第1回：令和2年 7月22日(水)～31日(金)	第2回：令和2年 8月24日(月)～31日(月)
第3回： " 9月23日(水)～30日(水)	第4回： " 10月23日(金)～30日(金)
第5回： " 11月24日(火)～30日(月)	第6回： " 12月21日(月)～28日(月)
第7回：令和3年 1月22日(金)～29日(金)	第8回：令和3年 2月19日(金)～26日(金)※最終

◆問い合わせ・申請先

道補助金交付要綱、申請書様式等については、北海道庁のウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金のご案内

【URL】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430_covid-19_hojyokin.htm

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 TEL：011-231-4111（内線26-218）

※小規模事業者持続化補助金の経営計画や申請など詳細については、地域の**商工会・商工会議所**にご相談ください。